

資料2 - 1 -	H18.9.27
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

個別サービスについて

1 移動支援事業

1 事業概要[個別移動支援]

屋外の移動が困難な障害者等について外出などの支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。なお、対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出とする。

2 対象者

下記のいずれかに該当する者で、外出の支援が必要と認められる者（児童の場合は介護者が付き添えない場合に限る）

- (1) 重度の視覚障害者・児（視覚障害１級及び２級）
- (2) 知的障害者・児
- (3) 精神障害者
- (4) 全身性障害者・児で、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の対象外の者

3 １か月あたりの支給量

２５時間

２５時間を超える支給決定をする場合、別途簡易ケアプランを作成する。

ただし、障害福祉サービスにおいて居宅介護（通院介助）を決定している場合は居宅介護を優先し、移動支援との合計時間が２５時間になるように時間数を設定する。

4 利用者負担

- (1) １割負担とする。
- (2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費支給（代理受領方式による）

6 実施事業者

千葉市に事前に登録のある下記のいずれかに該当する事業者

(1)居宅介護の指定事業者

(2)平成18年9月30日現在の外出介護の指定事業者又は基準該当事業者である者

7 支援に携わることができる者

障害福祉サービスにおける居宅介護（通院介助）に携わることができる者

8 報酬単価

利用時間	身体介護有り	身体介護無し
～30分	230単位	80単位
～60分	400単位	150単位
～90分	580単位	225単位
～120分	655単位	以後30分ごとに+70単位
～150分	730単位	
～180分	805単位	
	以後30分ごとに+70単位	

夜間（午後6時から午後10時までの時間）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間）に支援を行った場合は、1回につき所定単位数の25%を加算

深夜（午後10時から午前6時までの間）に支援を行った場合は、1回につき所定単位数の50%を加算

、の運用は別途提示するコード表による。

<身体介護有り>

【障害者】： 障害者自立支援法における、通院介助（身体介護を伴う）の対象者と同様の状態の者

→ 障害程度区分2以上で、次の調査項目のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」 「できない」

「移乗」 「見守り等」 「一部介助」 「全介助」

「排尿」 「見守り等」 「一部介助」 「全介助」

「排便」 「見守り等」 「一部介助」 「全介助」

「移動」 「見守り等」 「一部介助」 「全介助」

【障害児】：1 全身性障害児

- 2 障害者自立支援法における、障害児に係る介護給付の調査項目（5領域10項目）を行った結果、下記のいずれにも当てはまる者
「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する。
移動支援のサービス利用時において「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれかについて介助が必要と想定される。

<身体介護無し>

「身体介護有り」で決定された者以外で下記のいずれかに該当する者

【障害者】：1 障害者自立支援法における障害程度区分が区分1以上

2 1以外の者で屋外の移動に介助が必要と認めた者

【障害児】：5領域10項目の調査を行った結果、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する者

9 他の給付との関係

- (1) 介護保険もしくは障害者自立支援法の介護給付で同様のサービスを提供できる場合はそれらが優先する。
- (2) グループホーム、ケアホーム入居者については、日中のみ（8時～18時）併給を認める。
- (3) 施設入所者については原則支給しない。ただし、利用者が一時帰宅した際に特に認める場合、施設に対する報酬が算定されない日においては支給することも可能とする。

10 その他

- (1) 原則として通学や通所施設への送迎については対象としない。
- (2) グループ移動支援は平成19年度以降の実施に向けて検討する。
- (3) 2人介護の取り扱いは、現行と同様の基準において認める。

2 訪問入浴サービス事業

1 事業概要

居宅において入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴車を自宅に派遣して入浴の機会を提供する。

2 対象者

- (1) 18歳から64歳の重度身体障害者であり、次の全ての要件に該当する者
 - 居宅において寝たきりの状態にある者
 - 日常生活のほとんどに介護を要する者
 - 居宅では入浴困難な者
 - 他の障害福祉サービス等により入浴のサービスが受けられない者

3 1か月あたりの支給量

4回を限度とする。

4 利用者負担

- (1) 1割負担とする。
- (2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費支給（代理受領方式による）

6 実施事業者

介護保険制度における指定訪問入浴サービス事業者とする。

7 報酬単価

1,207単位 / 回

3 日中一時支援事業

1 事業概要

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための訓練を行う。

(1) 日中預かり型

対象障害者児を障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行う。

(2) 放課後対策型

就学している障害児を肢体不自由児施設などで継続的に預かり、社会に適応するための訓練及び見守り等の支援を行う。

2 対象者

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な下記の者

(1) 日中預かり型 ... 障害者及び障害児

(2) 放課後対策型 ... 特殊学級若しくは養護学校に通学する障害児

日中において監護する者がいない場合の例

冠婚葬祭又は疾病のため介護者が不在

介護者が日中就労している

一時的な休息をとるため介護者が不在

3 1か月当たりの支給量

(1) 日中預かり型 ... 60時間

(2) 放課後対策型 ... 月の暦日数 - 4日

4 利用者負担

(1) 1割負担とする。

(2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費（代理受領方式による）

6 実施事業者

(1) 日中預かり型

指定短期入所事業所

(2) 放課後対策型

指定短期入所事業所

指定児童デイサービス事業所

7 報酬単価

(1) 日中預かり型

通常の事業所で預かった場合 43単位/時間

重症心身障害児者を医療機関に併設する事業所で預かった場合 121単位/時間

遷延性意識障害児者を医療機関に併設する事業所で預かった場合 85単位/時間

低所得者に対する食事提供加算 42単位/日

(2) 放課後対策型

預かり時間が3時間以上6時間未満 210単位/日

預かり時間が6時間以上 410単位/日

送迎加算 54単位/片道

8 他のサービスとの関係

(1) 本事業を利用している間は、他のサービスを利用できない。

(2) グループホーム、ケアホーム入居者及び施設入所者には支給決定できない。

(3) 短期入所を決定している者が日中預かり型を申請する際は、短期入所の決定日数に応じて本サービスの決定時間数を減じる。

短期入所（日）	10	9	8	7	6	5
日中預かり（時間）	0	6	12	18	24	30

短期入所（日）	4	3	2	1	0
日中預かり（時間）	36	42	48	54	60

(4) 児童デイサービスを決定している者が放課後対策型を申請する際は、児童デイサービスの支給決定日数を本サービスの支給決定日数から減じる。

4 生活サポート事業

1 事業概要

障害程度区分非該当者について、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、日常生活に関する必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。

2 対象者

障害程度区分非該当者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者

3 1 か月あたりの支給量

8 時間（1 回当たりの派遣時間は 1 . 5 時間以内とする。）

4 利用者負担

- (1) 1 割負担とする。
- (2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費事業（代理受領方式による）

6 実施事業者

障害者自立支援法の指定居宅介護事業者のうち、千葉市に本事業を実施する旨の登録のある事業者とする。

7 報酬単価

1 0 月からの居宅介護（家事援助）の単位数とする。

3 0 分まで	8 0 単位
---------	--------

1 時間まで	1 5 0 単位
--------	----------

1 時間 3 0 分まで	2 2 5 単位
--------------	----------

5 経過的デイサービス事業

1 事業概要

平成 18 年 10 月 1 日に障害福祉サービス又は地域活動支援センターへの移行が困難な障害者デイサービス事業所が、平成 19 年 3 月末日までの間、利用者に対して継続してデイサービスを提供する。

2 対象者

平成 18 年 9 月末において障害者デイサービスを利用している身体障害者、知的障害者

3 1 か月あたりの支給量

標準支給量：10 日（障害者デイサービスと同じ）

4 利用者負担

- (1) 1 割負担とする。
- (2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費事業（代理受領方式による）

6 実施事業者

平成 18 年 10 月 1 日に障害福祉サービス又は地域活動支援センターに移行することが困難な障害者デイサービス事業所

7 報酬単価

9 月までの障害者デイサービスの報酬単価と同額とする（加算含む）。